#### はじめに

制度構築への取り組みが顕著に みを提供しようとする動きが活発 する国が増加し、「事実上の統合」 と呼ぶことができる。しかし、二 の統合」(de-facto integration) 意味で東アジアの統合は「事実上 ともなうものではなかった。その 度的ないしは国際法的取り組みを り、必ずしも欧州統合のような制 的発展という形で進行してきてお とした対外直接投資による部品生 超えた繋がりとして展開してき (de-jure integration) を進める に制度的ないしは国際法的な枠組 産とそのサプライチェーンの国際 た。その統合形態は製造業を中心 として生産ネットワークの国境を 世紀に入って東アジアでもFT しており、「法律上の統合」 東アジアの経済統合はその特徴 (自由貿易協定) を交渉・締結

なっている。

る。 制度的枠組みの可能性を展望する。 CEP)との相互作用で深化する れる「包括的経済連携協定」(R と東アジアにおけるFTAと目さ またぐ地域間の広域FTAである 分析すると共に、アジア太平洋を 経済連携協定(EPA)の展開を おける自由貿易協定(FTA)や 位置づけられているかを概観す 地域的特恵取り決めがどのように 関税同盟や自由貿易地域のような 貿易に関する一般協定)において する規定であるGATT いて検討する。特に財の貿易に関 る 「環太平洋経済連携協定」(TPP (世界貿易機関) 本稿では、まず経済統合に関す 国際経済法上の規定をWTO そのうえで現代の東アジアに のルールに基づ (関税と

# 二・地域経済統合に

何故ルールが必要なのか (EEC)の発足は国際政治経済 (EEC)の発足は国際政治経済 に大きな影響をおよぼした。関税 に大きな影響をおよぼした。関税 に大きな影響をおよぼした。関税 のメカニズムや効果を経済学的に のメカニズムや効果を経済学的に が外国への影響を分析することを 域外国への影響を分析することを すめられていた。

そのなかでもJacob Vinerが取り上げた「貿易創造効果」(trade creation effect) と「貿易転換効果」(trade diversion effect) は果」(trade diversion effect) は果」をは、関税が関連を理解するうえで重要な関税同盟を理解するうえで重要な関税に関連をであった。「貿易創造基本概念であったら、「貿易が域内国間で撤免されることにより、それまでは廃されることにより、それまでは廃されることにより、それまでは関税があったために貿易が発生していなかった域内国間で貿易が新たに発生する場合を指している。

他方、「貿易転換効果」とは関税 他方、「貿易転換効果」とは関税 を指している。

地域経済統合はGATT 策」として位置づけた。こうして の特恵的貿易取り決めを「次善の もつ関税同盟や自由貿易地域など し、域外に対して差別的な効果を 多角的な貿易」を最善の形態と 則」)に則った「自由・無差別 tion treatment、以下「MFN原 の通商体制では、最恵国待遇原則 である。そこで第二次世界大戦後 貿易転換効果も生じうるという点 ず、ネガティブな効果をもたらす 果となる貿易創造効果のみなら 地域経済統合には、グローバルな Agreement、以下FTA)などの 同盟や自由貿易協定(Free Trade に譲るとして、重要な論点は関税 二つの効果の詳細については他書 (principle of most-favoured na-資源配分からみてポジティブな効 経済統合により発生するこれ (関税と

四条である。 定の条件のもとに許容されるMF 貿易に関する一般協定) 定されたが、 N原則に対する「例外」として規 それがGATT第二 の下で一

#### 地域経済統合と GATT・WTO体制

は、 原則を規定し、 その第一条第1項においてMFN 第二次世界大戦後の国際貿易秩序 になる<sup>②</sup>。 を得ないからである。その意味で 貿易待遇上 ダー」とし、 化が望ましい。 く、多国間でのグローバルな自 合を通じた貿易の自由化では について同様の「利益、 を形成したGATTにおいては、 の無差別な貿易自由化ということ (ファースト・ベスト) は多国間 <u>}</u> も「次善の策」(セカンド・ベス 可避的に第三国を「アウトサイ の地域や二カ国間での地域経済統 国際分業論に従えば、本来は特定 心、全ての締約国の同種の産品 比較優位の原則」に依拠する 関税同盟やFTAはあくまで でしかなく、「最善の策」 そしてこのことの故に 「差別的」にならざる その域外国に対して 地域経済統合は 関税や課徴金等に 特典、特 由

> る。 の要諦とされていた。。 第二次世界大戦後の国際貿易体制 ATT体制の最重要原則であり、 無差別・多角主義」を標榜するG 許与しなければならないとして MFN原則はまさに「自由

易 第二四条 する必要があり、 同盟のような地域経済統合を容認 Ŕ からMFNを大原則としながら いたわけである。このような経緯 色彩濃厚な経済同盟が議論されて 国には差別的になり、 してもう一方では結果的に域外諸 FN原則に基づくGATTが、 で「無差別・多角主義」を謳うM ほぼ同時に進められていた。一方 スはまさに世界の貿易体制作りと 芽」であったが、その形成プロセ 体)発足につながる「統合の はその後EEC(欧州経済共同 グの三カ国からなるこの経済同盟 ルギー、 ベネルックス経済同盟である。 在した。それは一九四八年発効の 動きが西ヨーロッパにはすでに存 当初から挑戦する地域経済統合の に対する「例外」としてGATT ・関税同盟および自由貿易地域 そのMFN原則にGATT発足 現実的にはベネルックス経済 オランダ、ルクセンブル 「地域的適用・国境貿 GATT第 地域主義の 一条 そ ベ 萌

> されることになる。以下ではこの and Free-trade Areas) tier Traffic-Customs Union ているか、見てみよう。 GATT第二四条で関税同盟や自 由貿易地域がどのように定義され (Territorial Application-Fron-が規定

#### 地域経済統合の定義 GATT条文におけ る

四

までである。 合に関する条文は四項から一二項 GATT第二四条で地域経済統

# ①第二四条4項

文でベネルックス経済同盟のよう はないことを認める」と規定して に対する障害を引き上げることに な領域と他の締約国との間の貿易 容易にすることにあり、 た、 く第二文では、「締約国 める」としている。次にこれに続 増大することが望ましいことを認 統合を発展させて貿易の自由化を 定の当事国間の経済の一層密接な 玉 な経済統合のメリットを認めつ いる。このように第4項は、 目的が、その構成領域間の貿易を 「は、任意の協定により、 まず4項の第一文では、 関税同盟又は自由貿易地域 第二文では域外国への障壁を そのよう その協 は、 締 ま Ó 約

なっている。 としたいわば と多国間主義のバランスを取ろう いう構成になっており、地域主義 引き上げることに警鐘を鳴らすと 実際にその後EEC設立のため 「妥協の産物」と

張し、議論は終始平行線を辿った 域を形成することを許諾する条件 貿易地域の形成が第三国に対して ストラリアなどとの間で対立が のだった。 項は義務を課すものではないと主 は5項以降に規定されており、4 例外として関税同盟や自由貿易地 るに過ぎず、 統合についての一般論を述べてい EEC側は、 ならないと主張した。これに対し 貿易障壁を高めるものであっては 件を示しており、 済統合を進めるためのひとつの条 MFNに対する例外として地域 などはこの4項(特に第二文)は じた。アメリカやオーストラリア 巡ってEEC側とアメリカ、オ 催された際にもこの条文の解釈 性を審査するための作業部会が T第二四条に基づくGATT整合 のローマ条約についてこのGAT この4項は単に地 MFN原則に対する 関税同盟や自由 域 経 生

#### ②第二四条5項

5項はGATT条文にいうとこ

又は免除」を即時かつ無条件に

(p)

ている。 それぞれがどのような条件のもと に形成されるべきか明確に規定し 間 の三形態を指しており、 協 そしてそれぞれに至 定 (interim agree

ろの地域経済統合が関税同盟!

É

と規定している(第二四条5項 限的なものであってはならない、 てより高度になったり、または制 とその他の通商規則が以前と比 設定もしくはその中間協定の締結 としている (第二四条5項(a)。 制限的なものであってはならない 商規則よりも高くなったり、より general incidence)」 および通 前の関税の として (on the whole)」それ以 関税やその他の通商規則が 締結の時点で第三国に適用される 盟の創設の時点ないしは中間協定 中間協定については、 の時に、第三国に適用される関税 協定についても、 まず関税同盟と関税同盟に至る :由貿易地域とこれに至る中間 「全般的な水準(the 自由貿易地域の その関税同 「全体

in a reasonable length of 最後に前記にいう中 関税同盟または自由貿易 「妥当な期間内に -間協定につ (with-

> ることになった。 条に関する解釈了解」に明記され とが合意され、「GATT第二四 間内に」とは概ね一〇年とするこ のちにウルグアイ・ラウンド交渉 いとしている。(第二四条5項(c) 日程を含むものでなければならな 地 ATT条文交渉でこの (一九八六~九四年) におけるG 域を設立するための計画および 「妥当な期

## ③第二四条6項

るのがこの6項である。 ment)」を提供することを規定す T第二八条の手続きを適用し、 のための再交渉」を定めたGAT ような時には、 り高くなる状況も生じうる。その は関税が関税同盟形成前の水準よ とになるが、一部の品目において 成国は対外共通関税を設定するこ 同盟を構成する側が 関税同盟を形成する際、その構 (compensatory adjust-「関税譲許の修正 「補償的調 関

### ④第二四条7項

由貿易地域の設立に関する情報を や勧告ができるよう関税同盟や自 その旨を締約国団に遅滞なく通告 加しようとするGATT締約国は を形成しようとしたり、これに参 7項は関税同盟や自由貿易地域 締約国団が適当と認める報告

> ている。この項は透明性確保を促 す規定といえる (供しなければならないと規定し

#### ⑤第二四条8項

貿易地域のGATT上の定義を提 いするものである。 この8項は関税同盟および自 亩

供

る。 を持つことが求められることにな 条8項(a) こうして、 地域の貿易に適用する。(第二四 通商規則をその同盟に含まれない tially the same)」関税その他の について廃止し、同盟の各構成国 地域間の 条件となり、単一の対外通商政 おいては対域外共通関税が必須の 他 (substantially all the trade) J 「実質的に同一の の制限的通商規則を同盟の構成 つまり、 「実質上すべての貿易 関税同盟は、 関税同盟に (substan-関税その 策

る。 外的に共通化することは求められ 盟の場合と異なり、 う、と規定されるに留まってい いる二以上の関税地域の集団をい べての貿易」について廃止されて が構成地域間における「実質上す に、関税その他の制限的通商規則 に自由貿易地域の場合は、 これに対し、 (第二四条8項的) このよう 自由貿易地域は単 通商政策を対 関税同

ていないのである。

○%に近い関税撤廃率を誇ってお することが求められている。ただ 域、一九九四年設立)はほぼ一〇 やNAFTA(北米自由貿易地 あるものの、EC (今日のEU) を満たすとする考え方が一般的で 規則が撤廃されていればこの条件 での貿易額ベースで九○%以上に る。しかし、 いことから、 べて」とするかが規定されていな 具体的に何をもって「実質的にす 統合の「質」を決めると考えられ ついて関税やその他の制限的通商 て関税や制限的通商規則を撤 「実質的にすべての貿易」に 関税撤廃率の高さが地域経済 両者に共通する要件とし 概ね輸出入の双方向 解釈は分かれてい

## ⑥ 授権条項」(the Enabling Clause)による地域経済統合

ている。

から、 展途上国に経済開発のための権 N原則の例外になることを正当化 合をこの授権条項に基づいてM た。この授権条項は文字どおり発 慮した「授権条項」が採択され の際に発展途上国の開発促進に配 を保証するものと考えられること 九七九年の東京ラウンド終結 多くの途上国は地域経済

gional Trade Arrangement: O るのが通例である。 velopment=CFD) RTA)で、途上国間の取り決め 会 」 (The Committee on Re-TT第二四条に照らして比較的厳 Committee on Trade and De-は「貿易開発委員会」(The WTOの「地域貿易取り決め委員 では先進国が関与する取り決めは 議論に終始することになる。今日 は授権条項のもとでより緩やかな 議論されることになるが、途上国 している。このため先進国はGA しく当該地域経済統合の整合性を で議論され

## ⑦サービス貿易一般協定(The General Agreement on Trade

in Services: GATS) 第五条

サービス貿易を自由化する協定の おいて撤廃されること」を条件に 別が当該協定の効力発生時に存在 待遇に関し toral coverage)」、また、内国民 象とすること(substantial sec-当な範囲の れた。 GATS 第五条 では、 「相 する規定がGATSにも盛り込ま 第二四条に匹敵する経済統合に関 しないこと又は合理的な期間内に て、モノの貿易におけるGATT ウルグアイ・ラウンド交渉を経 「実質的にすべての差 (サービス) 分野を対

締結を妨げないとしている。

#### 五 地域統合の類型

態である。それぞれについて詳し nomic Integration) の五つの形 全な経済統合体 (Perfect Eco-同盟 (Economic Union)、 場(Common Market)、 盟 低い方から、①自由貿易地 を五つに分類している。統合度の サ(一九六二)は地域統合の形態 とを示唆したのはベラ・バラッサ く見てみよう。 (Free Trade Area)、②関税 (Bela Balassa) である。バラッ 地域統合に様々な形態があるこ (Customs Union)、③共同市 4経済 ⑤ 完 同 域

①自由貿易地域はFTA構成国間 ciation、一九六〇年創設)は その代表例であった。域内の貿 易は自由化するが、関税同盟と European Free Trade Asso-州自由貿易連合 易を域内で実現するもので、 Trade Agreement 九四年にスタートしたNAFT 策を持たないことである。一九 の決定的違いは対外共通通商政 の関税障壁を撤廃して自由な貿 (North American Free E F T A 北米自由 欧

> 表格」といえよう。 貿易協定)はこのFTAの

②関税同盟はFTAと同様、 も、スイスとリヒテンシュタイ 盟が基礎となっている。 税同盟(SACU)などがある。 ンとの関税同盟、 一九五八年創設)はこの関税同 あるEEC(欧州経済共同体) 在 の E U 化するところに特徴がある。現 通商レジームを構成国間で一本 ち、対外共通関税など対域外の 成国で対外共通通商政策を持 現するが、それに留まらず、 で関税撤廃を行い自由貿易を実 (欧州連合) の原型で

③共同市場は関税同盟をさらに一 し、経済の統合を多元的に進め 様々な分野で共通政策を樹立 歩進めて、 ket) として完成度の高い共同 以上成功し、一九九三年からは 組んだ非関税障壁の除去は九割 あった。一九九二年末を期限と 農業政策はその「二本柱」で 合において関税同盟と共に共通 の代表例であり、 業政策や共通運輸政策などはそ るものである。EECの共通農 して E C 単一市場」(the Single Mar-(欧州共同体) が取り 域内経済において 初期の欧州統

域 代 構 内 イ、ウルグアイが原加盟国とし ル、アルゼンチン、パラグア RCOSUR) があり、ブラジ カにも「南米共同市場」(M 場が誕生した。ラテンアメリ

④経済同盟は共同市場に通貨統 ion)も経済同盟に相当する。 ている。 カ国中、一七カ国で使用に供し 通貨「ユーロ」を全加盟国二七 このEMUのなかでEUは単一 Economic and Monetary Un-た「経済通貨同盟」(EMU: マーストリヒト条約で確立され 通用した。一九九三年発効の ンはルクセンブルグでそのまま 率で交換され、ベルギー・フラ の間では通貨が一対一の交換比 が、ベルギーとルクセンブルグ は完全な通貨同盟ではなかった 同盟」がある。この経済同盟 国からなる「ベネルックス経済 オランダ、ルクセンブルグ三カ 四八年に創設されたベルギー、 のカテゴリーには、前述の一九 の要素を加えたものである。こ で

南アフリカ関

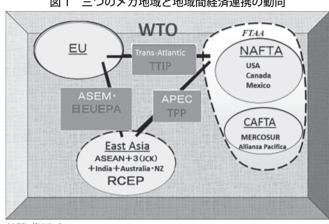
他に

⑤完全なる経済統合体はまだ理 上の存在でしかないが、 経済同

完成度は極めて低い。

ECの単一市場に比べるとその て一九九四年に創設されたが、

#### 三つのメガ地域と地域間経済連携の動向 図 1



にアメリカとEUとの間で交渉が

(出所) 筆者作成。

۱९ 開

ートナーシップ (TTIP)」 始された「環大西洋貿易投

が完了した段階がこれ 財源の共通化、 の最も奥深いところにある「聖 は各メンバー国の る必要が叫ばれているが、 同盟から を経験したEUでは単なる通貨 る。二〇一一年以来ユーロ危機 しそうにない であり、 「財政同盟」に移行す そう簡単には実現 税制の統

「経済主権」

Р

財政

#### 六 地域間経済統合 地域経済統合の多様 「域FTAの新展開 化

、通の財政政策が

加

ŋ

にあた

一など わ

ても、 成る Area: EAFTA) ス 3 E A N アメリカFTAなど遠距離であっ キシコEPA、 流であったが、 ンド、 にオーストラリア、ニュージーラ Nプラス6 (ASEANプラス3 Aを締結する傾向が顕著である。 Aなど隣接国同士の地域統合が主 している。 (Comprehensive Economic 遠距離FTAのみならず、 近年の経済統合はさらに多様化 「東アジア包括的経済連携」 (日中韓) インドを加えたもの 韓国·EUFTA、 (East Asia 重要な貿易相手国とのFT (東南アジ諸国連合) 従来 は E U や N A F T の 日本・スイス・E 今日では日本・メ 「東アジアFT Free Trade や A S E A 韓国 )から プラ A S

U

学総合政策学部教授 (わたなべ よりずみ /慶應義塾大

CEPとなった)、EUとACP PEA、二〇一二年一一月降はR Partnership of East Asia: UE

(アフリカ、カリブ海、

大洋州

0)

注》

途上国)

諸国との間で検討されて

いる F T A 、

さらには二〇一三年

©Jacob Viner [1950] Meade [1955]° お ょ び . [I]

③国際貿易を所管する国際機関として 一ページ。 ②伊藤元重 [二〇〇五]

三四

九

三五

cific になってきている。 TAが拡がる傾向 Agreement' など地 域 である。このように現在では隣 が本格的に進んでいる広域FTA 太平洋パートナシッ 想がある。 間ないしは地域横断的な広域 同士の市場統合に留まらず、 Strategic Partnership 域を跨ぐ広域 T P P 日本語訳では が世 Ź Ċ の自由貿易 (Trans-Pa 一界的に顕 は交渉 「環 地 著 É 接 圏

通項」 進めば、それらを集約調整して再 きており、 達などのルール分野において「共 義をマルチ化する契機が存在する。 なるかもしれない。ここに地域 びWTOの場に戻すことも可能に ら三つの地域間経済連携で相互に 市場開放、 T P P の E P A 交 渉 で は 、 が散見されるようになって T T I P ルールの共通化がこれ 投資、 競争、 高いレベル そして日 政府調 Е

《参考文献》

—Jacob Viner 1950. "The Customs Union Issue

@James Edward Meade 1955. ③伊藤元重 [二〇〇五] 『ゼミナ 際経済入門』日本経済新聞社。 Policy: Trade and Welfare Theory of International Economic 玉

④渡邊頼純 説FTA・EPA交渉』日本経 A交渉チーム (編著) [二○○八] 『解 (監修) 外務省経済局 済評 Ε P

⑥渡邊頼純 [二〇一二] 『GATT・ ⑤渡邊頼純 T〇体制と日本』(増補二版)、 いう決断』、ウェッジ。 『TPP参加と 北樹 W

⑦石川幸一 邊賴純 (編著) と日本の決断』、 ·馬田啓 一・木村福成・  $\overline{\overline{T}}$ 渡

議会の は当初 ジを参照 邊賴純 [二〇一二] 一二—四〇 発効させたのがGATTである。渡 する部分」だけ取り出してアメリカ アメリカ議会の反対が予想されたた マン大統領は同憲章の批准を断念 結局一九五〇年一二月当時のトル 会がその批准にあくまでも反対し、 バナで採択されたが、アメリカの議 三月にはITO憲章がキューバのハ tional Trade Organization: 行政協定して一九四八年一月に先行 めITO憲章から「関税と貿易に関 し、ITOは発足に至らなかった。 O) が構想としてあり、一九四八年 承認が必要ではない暫定的な 「国際貿易機関」(Interna-Т